## INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER





有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 172 2017年02月22日

## シンガポール特許に係る公費改定について

シンガポール特許庁より2017年04月01日以降に行う手続きに係る公費を改定する旨が 公表されました。当該改定には特許、意匠、商標に係るものが含まれておりますが、以下、 特許に係る公費の改定について、その要旨をご案内いたします。

記

特許出願に係る「調査請求料」と「調査及び審査請求料」が減額されます。

「調査及び審査請求料」と「審査請求料」については、20クレームを超える請求項に対し、 1クレームにつきS\$40が加算される制度が新たに導入されます。

登録料については、2017年02月現在、25クレームを超える請求項に対し、1クレームにつきS\$20が加算されていますが、2017年04月01日以降は、審査請求料と同様、20クレームを超える請求項に対し、1クレームにつきS\$40が加算されます。

尚、「外国ルート」による審査を申請した場合には、「調査及び審査請求料」と「審査請求料」は クレーム数に基づく公費加算の対象外ですが、登録料は他の審査ルートを利用した場合と同様、20クレームを超える請求項に対し公費が加算されます。

第8年度以降の特許年金が約40%増額されます。

以上

(出典: Spruson & Ferguson、シンガポール特許庁のHP)